（介護保険法施行令第三十七条第一項第三十三号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令の一部改正）

第二十六条　介護保険法施行令第三十七条第一項第三十三号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令（平成十一年厚生省令第四十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条第一項第三十三号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものは、次のとおりとする。	介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条第一項に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものは、次のとおりとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）の規定（同令第十一条、第二十条、第二号書式及び第四号書式に限る。）	四　医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）の規定（第十一条、第二号書式及び第四号書式に限る。）
五　歯科医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十八号）の規定（同令第十一条、第二十条、第二号書式及び第四号書式に限る。）	五　歯科医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十八号）の規定（第十一条、第二号書式及び第四号書式に限る。）
六・七　（略）	六・七　（略）
八　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）の規定（同令第四条の三に限る。）	八　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）の規定（第九条第一号に限る。）
九　（略）	九　（略）
十　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）及び国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）の規定	十　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）及び国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）の規定
十一～二十八　（略）	十一～二十八　（略）
二十九　指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）の規定	二十九　指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）の規定
三十　指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）の規定	三十　指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）の規定
三十一・三十二　（略）	三十一・三十二　（略）
三十三　（略）	三十二の二　（略）
三十四　介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）の規定	（新設）
三十五　（略）	三十三　（略）

（介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正）

第二十七条　介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（市町村が介護保険に関する特別会計に繰り入れる額の算定方法）	（市町村が介護保険に関する特別会計に繰り入れる額の算定方法）
第一条　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号。以下「算定政令」という。）第三条の二第一項に規定する毎年度市町村が介護保険に関する特別会計に繰り入れる額は、当該年度において介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「施行令」	**第一条**　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号。以下「算定政令」という。）第三条の二第一項に規定する毎年度市町村が介護保険に関する特別会計に繰り入れる額は、当該年度において介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「施行令」